

○農業共済再保険特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○ 農業共済再保険特別会計の目的

農業共済再保険特別会計は、自然災害や病虫害等による農作物等の減収を保険の仕組みによって補填する農業災害補償制度において、国が行う再保険事業の収支を一般会計と区分して経理するために昭和19年に設置された特別会計です。

○ 農業共済再保険特別会計が経理している事務及び事業の内容

農業共済再保険特別会計は、農業共済再保険事業に係る収入・支出等を、以下の勘定に区分して実施しています。

① 再保険金支払基金勘定

本会計の事業勘定において、異常災害の発生に伴い、再保険金の支払財源に不足が生じた事業勘定に対し、その不足を充てるための財源を繰り入れ、再保険金の迅速かつ円滑な支払いをするものです。

② 事業勘定

ア 農業勘定…農作物共済及び畑作物共済に関する再保険事業経営を区分経理しています。

イ 家畜勘定…家畜共済に関する再保険事業経営を区分経理しています。

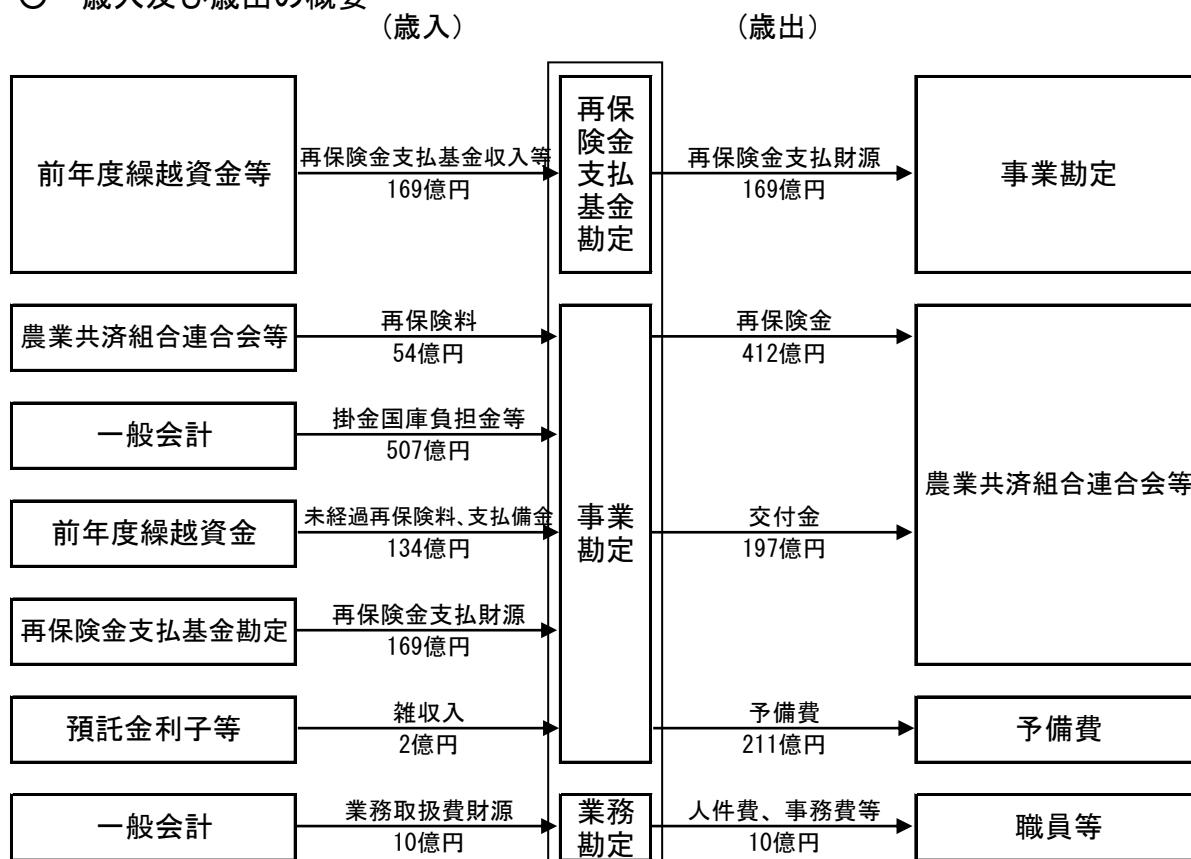
ウ 果樹勘定…果樹共済に関する再保険事業経営を区分経理しています。

エ 園芸施設勘定…園芸施設共済に関する再保険事業経営を区分経理しています。

③ 業務勘定

それぞれの共済に関する再保険事業の業務取扱いと、それに要する諸費（人件費、事務費等）を経理しています。

○ 歳入及び歳出の概要



農業共済再保険特別会計に関するお問合せ先

経営局保険課予算係

（代表）03-3502-8111（内線）5269